

北九州市環境スタートアップエコシステム構築業務委託 業務仕様書

1 事業名

北九州市環境スタートアップエコシステム構築業務委託

2 事業目的

本事業は、北九州市内企業(以下、市内企業)の環境分野における課題解決をテーマに、市内企業と全国の環境系スタートアップ企業とのマッチングイベントを開催することで、オープンイノベーションを促進し、社会実装等の成果へとつなげることを目的としている。

については、市内企業と環境系スタートアップの特性を熟知し、かつ豊富な経験のある事業者に企画・運営を委託することで、実績やノウハウを活用し、オープンイノベーションを実現させる。

3 定義

本事業における用語の定義は以下の通りとする。

- (1)市内企業:北九州市内に本社を置く企業または北九州市内において事業を実施している企業
- (2)環境分野:北九州市環境基本計画及びそれに関連する計画を推進するもの

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/00101250_00001.html

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

5 事業内容

以下、(1)～(6)の内容を満たす、市内企業及び環境系スタートアップを対象としたマッチングイベントに係る一連の企画、運営を行うこと。なお、企画にあたっては、イベントのコンセプトを明確にしたうえで、幅広く参加者の募集を行うこと。

(1)市内企業の募集・選定

全国の環境系スタートアップとの協業により、環境分野における課題解決を目指す市内企業の募集及び選定を行う。

- ア 効果的な広報・募集方法を企画し、熱意のある市内企業の募集・選定を行うこと。
- イ 市内企業の選定基準は市と協議の上、決定すること。
- ウ 市内企業の選定にあたっては、可能な限り事前面談を行い、企業ニーズを把握すること。

(2)環境系スタートアップ企業の募集・選定

市内企業との協業により、企業成長を目指す環境系スタートアップ企業の募集・選定を行う。

- ア (1)にて選定した市内企業のオープンイノベーションに係るニーズを収集、分析、整理したうえで、環境系スタートアップの参加者ターゲットを設定すること。
- イ 設定したターゲットに基づいた効果的な広報・募集方法を企画し、募集・選定を行うこと。
- ウ スタートアップ企業の選定基準は市と協議の上、ニーズ分析との整合性、参加への意気込みなどを加味したうえで、熱意のあるスタートアップ企業を選定すること。

北九州市環境スタートアップエコシステム構築業務委託 業務仕様書

エ スタートアップ企業の選定にあたっては、可能な限り事前面談を行うこと。

(3) マッチングイベントの開催

ア (1)及び(2)にて選定した企業が参加するオフラインのマッチングイベントを企画し、北九州市内で1回以上行うこと。基調講演、トークセッション、事例紹介といった公開可能なイベントも行う場合は、その他の企業等の参加も可能とするが、非公開で商談ができるようにするなどマッチングに向けた配慮も行うこと。

イ 市の特色を生かし、参加者にとって魅力的かつインパクトのあるイベントを企画すること。

ウ 企画にあたっては、関係者が交流を深めるため、アフターコンベンションといったサイドイベントも充実させること。

エ 市が推薦する関係者を参加させること。

(4) イベント後のフォローアップ

ア マッチングした市内企業と環境系スタートアップが事業化に向けて取り組めるようにフォローアップを実施し、社会実装に向けた支援を行うこと。

イ 事業化に向けた取り組みの進捗状況を把握し、市へと報告すること。

(5) 事業の目標

ア 本プログラムへの参加市内企業の数:8社以上

イ 環境系スタートアップの本プログラムへの参加者:8社以上

ウ 市内企業と環境系スタートアップのマッチング件数:1件以上

※マッチングとは、(3)のイベント実施後に、協業に向けて個別協議を行った件数とする。

(6) その他

ア 市内企業とマッチングが期待される環境系スタートアップとの調整や情報の収集など、イベント効果が最大限発揮されるように事前準備を行うこと。

イ 参加者募集やイベント実施、事業結果の情報発信のために WEB・SNS 等を用いて、効果的な情報発信を行うこと。参加者募集に当たっては、受託者が保有するネットワークを最大限活用し、最適な市内企業及び環境系スタートアップの発掘に努めること。

ウ イベント終了後においても、委託期間満了までは、事業会社等の紹介や相談対応など、必要に応じたサポートを実施すること。

エ イベント参加者の情報(氏名、会社名、所属、連絡先等)、市内企業及び環境系スタートアップの選考に係る情報等、事業の実施に関連する情報については市と共有すること。

オ 委託業務の開始から終了までの間、本委託業務を総括する責任者を配置するなど、本委託業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。なお、配置はオープンイノベーションの支援等の知見を有するものを選定すること。

カ 本委託業務におけるヒアリング、打合せ、会議等については議事録を作成し、市に報告すること。

北九州市環境スタートアップエコシステム構築業務委託 業務仕様書

6 事業経費

- (1) 事業費の上限は、¥5,000,000以内(消費税相当分及び地方消費税相当分を含む)とする。
- (2) イベント内における飲食代及び参加者の交通費・宿泊費については、参加者負担とするか受託者負担とするかは問わないが、いずれの負担にするのか企画書に明記すること。
- (3) その他、本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。

7 スケジュール(予定)



8 受託者要件

受託者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) スタートアップと企業または自治体(職員)とのマッチングイベントの企画・運営実績を有する
- (2) 産学官民連携等のコンソーシアムやコミュニティ形成の実績やノウハウを有する
- (3) スタートアップ、VC、CVC 等とのネットワークを多数有する
- (4) 調査・分析の業務経験を有する
- (5) 新規事業開発の経験を有する
- (6) 調査だけでなく社会実装・事業化に取り組んでいる

9 成果物

- (1) 企画提案書
- (2) 業務報告書(A4版縦) 1部
- (3) 企画提案書、業務報告書、イベント写真、議事録、参加者名簿等の電子データ USB 1式
- (4) その他、市が成果品として提出を求めるもの

※電子データは市が指定する形式で提出すること。

10 納入場所

北九州市環境局グリーン成長推進部サーキュラーエコノミー推進課

北九州市環境スタートアップエコシステム構築業務委託 業務仕様書

11 著作権等の扱い

- (1) 成果物の著作権は市に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

12 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、本委託業務の実施において、保護すべき企業情報等の情報の漏洩や、提供された資料の紛失等が無いよう、その管理を徹底するとともに、取り扱いに万全の対策を講じること。
- (2) 受託者は、保護すべき企業情報等が業務終了により不要になった場合には、確実に返却、又は廃棄すること。また、電子情報にあつては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

13 その他

- (1) 本委託業務の内容については、本仕様書に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、本委託業務の実施にあたっては、市と十分協議すること。
- (2) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、市に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (3) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、市は一切の責任を負わない。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項は、市と受託者の協議により定めるものとする。